

兵庫教育大学

目 次

I	認証評価結果	2-(18)-3
II	基準ごとの評価	2-(18)-4
	基準1 大学の目的	2-(18)-4
	基準2 教育研究組織	2-(18)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(18)-9
	基準4 学生の受入	2-(18)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(18)-17
	基準6 学習成果	2-(18)-28
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(18)-31
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(18)-37
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(18)-40
	基準10 教育情報等の公表	2-(18)-45
<参 考>		2-(18)-47
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-49
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-50
	iii 自己評価書等	2-(18)-52

I 認証評価結果

兵庫教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学の目的に加えて、平成24年度に大学のビジョンを策定し、大学の目指す方向を明確にしている。
- 教育実習総合センターが、充実した体制の下に学生の教育実習を一元的に調整・管理を行うとともに、実地教育の企画、立案及び学生指導等を実施し、教育委員会と連携した実践的研究を行っている。
- 教授及び准教授の昇任において、研究業績、教育業績、社会貢献及び大学運営の4項目についての点数評価に基づくトータルバランスによる判定を導入している。
- 教員の新規採用で、実践的指導力の育成・強化を図るため、初等・中等教育機関で教職経験を有することを採用条件としている。
- 業績評価の評価結果に基づき、学長は、専攻長等から特に高い評価を受け推薦された教員に対し、その活動の一層の向上を促すため、総合的な判断の下、昇給号俸の優遇措置を講じている。
- 修士課程では、学校現場や社会で必要とされている課題に応えるため、大学独自の教育プログラムを7つ開設し、学生の多様なニーズや学術の発展動向等に配慮し、授業科目を開講している。
- 修士課程及び専門職学位課程で夜間クラスを設け多数の現職教員を受け入れている。
- 図書館ラーニングコモンズ（PAO）が整備され、学習環境が充実している。
- 教職キャリア開発センターは、多様な経験を持つ職員を配置し、就職やキャリア形成、ボランティア活動等のための様々な相談を数多く受け付けるとともに、多数の行事を主催、実施し、特に卒業生の教員としてのキャリア形成支援を充実させている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程において、大学が設定した「教員養成スタンダード」に教育課程を結合させ、学習成果を確認することによって教員養成教育の質保証に取り組んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育の質の改善・向上を図るための体制が必ずしも明確に整備されているとはいえない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定している。

また、学部の目的を「広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員を養成すること」と学則第29条に規定している。

平成24年度に「教師教育のトップランナー」「学生の持てる力を最大限に引き出す大学」「成長し続ける大学」という大学のビジョンを示し、教育研究において目指す方向を明確にしている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は学則第55条に定められ、修士課程は、「広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進すること」、博士課程は、「学校教育の実践に関わる諸科学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は実践を踏まえた高度な研究指導能力を有する教育専門職に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、学校教育の発展に寄与すること」、専門職学位課程は、「高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学校現場における実践力や応用力などの資質能力を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成すること」を目的としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の目的に加えて、平成 24 年度に大学のビジョンを策定し、大学の目指す方向を明確にしている。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学校教育学部（学士課程）には、初等教育教員養成課程が置かれ、その下に専修及びコースを置いている。その構成は、以下のとおりである。

- ・ 初等教育教員養成課程（2専修9コース）

学校教育専修：学校教育系コース、幼年教育系コース、学校心理系コース

教科・領域教育専修：言語系コース、社会系コース、自然系コース、芸術系コース、生活・健康系コース、総合学習系コース

このことから、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育の教育課程の編成に関しては、学長が指名した副学長を委員長とする教務委員会において、教養教育の方針・実施方法等を審議している。

教養科目群は、基礎的アカデミック能力科目、社会課題探究科目、理数系基礎科目及び表現コミュニケーション科目に区分し、授業内容に対応した専修のコース等の専任教員 88 人が担当している。また、英語等の科目の一部を非常勤講師 10 人が担当している。

また、平成 20 年度に実施した学士課程教育の改革においては、教務委員会の下に設置した学部教育課程見直し検討ワーキンググループで、現代的な社会課題に対応できる教養教育を構築する見直しを行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、学校教育研究科及び連合学校教育学研究科から構成されている。

- ・ 学校教育研究科（修士課程 3 専攻：人間発達教育専攻、特別支援教育専攻、教育内容・方法開発専攻、専門職学位課程 1 専攻：教育実践高度化専攻）
- ・ 連合学校教育学研究科（博士課程 3 専攻：学校教育実践学専攻、先端課題実践開発専攻、教科教育実践学専攻）

学校教育研究科（修士課程）は、平成 23 年度に専攻の改組をしている。

連合学校教育学研究科は当該大学を基幹校として設置され、上越教育大学、岡山大学、鳴門教育大学と

ともに、教育研究を行っている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学内共同教育研究施設として、教材文化資料館、発達心理臨床研究センター、教育実習総合センター、教職キャリア開発センター、国際交流センターを、附属学校園として附属幼稚園、附属小学校、附属中学校を設置している。

教材文化資料館は、学校教育に係る特定のテーマに従って、貴重な資料を収集し、年間2シリーズの展示会を行っている。

発達心理臨床研究センターは兵庫県の関連施設と連携し、発達心理臨床に関する臨床的、実践的研究を推進するとともに、人間発達教育専攻臨床心理学コースの心理臨床実習の場となっている。

教育実習総合センターは、兼務教員、特命教員及びコーディネーター計11人が、学士課程の教育実習、修士課程、専門職学位課程の実習を一元的に調整・管理し、市町の教育委員会とも連携した実践的研究を行うとともに、専門職学位課程実地研究・授業改善支援部門は連携協力校における実習の運営等、修士課程実地研究支援部門は学校等における大学院レベルの実習の運営等、学校教育学部実地教育支援部門はこれら2部門の事業に関する研究及び実地教育の企画、立案及び学生指導等のそれぞれの事業を、室長ほか3人からなる事務室の支援を受けて実施している。

教職キャリア開発センターは学生のキャリア支援に関して一元的に管理統括しており、就職支援部門、キャリアデザイン部門、調査研究部門、ボランティア活動部門の4部門から構成されている。国際交流センターは、海外協定大学等の研究交流・人的交流だけでなく、海外の教育関連諸機関とのネットワークを形成し、グローバルな人材育成を展開することを目的としている。

平成25年度に、附属幼稚園は99人、附属小学校は399人、附属中学校は29人の実地教育学生を受け入れている。

これらのことから附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究評議会は、学長を議長とし、理事、附属図書館長、連合学校教育学研究科長、専攻長及び学長が指名した教職員8人により構成され、教育に係る中期計画、年度計画のほか、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成に係る方針、学生の入学、卒業、課程の修了等に係る教育活動の基本的な方針等について審議を行っており、平成25年度は13回開催されている。

学校教育学部教授会及び大学院学校教育研究科教授会は、学長が議長となり、副学長、教授、その他学長が必要と認めた者により構成され、教育課程の編成、学生の卒業・修了、学位授与、学籍異動等のほか、教育研究に関する事項について審議している。平成25年度は学校教育学部教授会、大学院学校教育研究科

兵庫教育大学

教授会共に13回開催されている。

教務委員会は、各コース、センターから選出された教員で構成され、学長が指名した副学長を委員長、教育支援（FD）担当の学長特別補佐を副委員長とし、教育課程の編成、改正及び運用、卒業、修了、学籍異動、実地教育の運営等に関する事項について、審議・検討を行っている。

博士課程については、大学院連合学校教育学研究科教授会が組織され、平成25年度は4回開催され、また、研究科の円滑な運営を図るため、代議委員会が、連合学校教育学研究科長、兵庫教育大学、上越教育大学及び鳴門教育大学の理事又は副学長、岡山大学大学院教育学研究科長、研究主幹、副研究科長、連合講座から選出された主指導教員有資格者である教授各2人の計26人で構成され、修了の認定等の教育活動に係る教授会から付託された重要事項等について審議を行っている。平成25年度は9回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育実習総合センターが、充実した体制の下に学生の教育実習を一元的に調整・管理を行うとともに、実地教育の企画、立案及び学生指導等を実施し、教育委員会と連携した実践的研究を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学校教育研究科の教育研究組織の単位として専攻を置き、教員（特命教員・客員教員を除く。）は、いずれか一つの専攻に所属し、教育研究の内容に応じてコースに分かれて研究活動を行っている。コースによっては更に分野に分かれて研究活動を行う場合もある。専攻には専攻長、専攻長を補佐する副専攻長を置き、各コースにコース長を置いている。

専門職学位課程を含め大学院組織のすべての教員は、学士課程における9つの専修のコースもしくは専修のコース担当以外の学士課程教育を担当しており、学部組織において専修等に該当する専門分野がない教員も全教員が学士課程教育にも携わっている。また、各専修のコースに教育研究及び運営に関する事項を処理するため、学部コース責任者1人を配置している。

連合学校教育学研究科組織は、研究科長、研究主幹のほか、各構成大学に副研究科長、8つの連合講座に各構成大学の講座代表者、副代表者を置いている。常に密接な連携と協力の下に管理運営するために、構成国立大学法人間連絡調整委員会を設け、平成25年度は1回開催されている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任149人（うち教授88人）、非常勤37人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

教育職員免許状や保育士資格の取得に必要な必修科目に加え、幼児期・児童期の発達課題にふさわしい教育内容や教科横断的学習に関する科目について、教育上主要と認める授業科目と捉えている。平成26年度開講の205科目のうち83.4%の科目において、専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

修士課程及び博士課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

[修士課程]

- ・ 学校教育研究科：研究指導教員 88 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 29 人

[博士課程]

- ・ 連合学校教育学研究所：研究指導教員 187 人（うち教授 165 人）、研究指導補助教員 120 人

[専門職学位課程]

- ・ 学校教育研究科：36 人（うち教授 22 人、実務家教員 12 人）

専任教員のうち実務経験を有する教員の配置の割合を高めることで、学校現場が抱える現代的課題に対応して、より実践的な内容を教授する体制が整っている。

学校教育研究科教育内容・方法開発専攻の各コースにおいては、教科を大括り化した形で構成され、修了要件である 32 単位のうち、教科内容に係る科目の履修を 20 単位として、それ以外の単位は、専攻共通の共通科目等及び総合分野の専門科目のほか理数系教員養成特別プログラム、日本文化・国際理解教育プログラム等が開設する科目履修によって修得するように定め、専攻全体として融合的、総合的な履修課程になっている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用については、公募制となっている。

新たな研究プロジェクトを開始するに際しては、研究プロジェクトを担当する教員（特命教員）を任期付きで採用し、研究プロジェクト以外でも、助教については、5 年の任期制を導入している。平成 26 年 5 月 1 日現在、特命准教授 1 人、特命助教 7 人、助教 4 人、特任教授 1 人、特任准教授 1 人が任期付きで採用されている。

また、文部科学省、教育委員会との人事交流により、教授 4 人が採用されている。

実務経験を有する者（実務家教員）の採用に際しては、公募制のほか、文部科学省や教育委員会からの人事交流による採用を行っている。

その結果、現在の教員の年齢構成は、34 歳以下が 1 人（0.7%）、35～40 歳が 11 人（7.4%）、41～45 歳が 20 人（13.4%）、46～50 歳が 21 人（14.1%）、51～55 歳が 40 人（26.8%）、56～60 歳が 35 人（23.5%）、61 歳以上が 21 人（14.1%）となっている。

大学のグローバル化に対応するため、平成 24 年度に外国人教員（助教）1 人を採用し、さらに平成 25 年度には講師 1 人を採用している。

教員に、自らの専門分野に関する能力の向上等を目的として研究に専念させるため、サバティカル研修制度を導入している。平成 20～26 年度の採択実績は教授 5 人、准教授 1 人である。

育児休業等の代替措置としてのみ配置できる制度であった特定教職員制度を、長期療養を要し休職している教職員の代替措置として配置できるよう制度の拡充を行い、平成 24 年 6 月から特定助教 1 人を採用している。

男女共同参画推進に向けた取組において、男女共同参画推進基本方針に沿って順次対応を進めており、教員に占める女性の割合は、約 23% である。教職員の採用・登用は、公募制であり、性別には関係なく採用の可否を決定している。また、育児時間（部分育児休業）に伴う非常勤講師の配置、育児時間及び育児

による短時間勤務取得期間延長、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの実態調査、学内の学童保育、時間外保育料等に対する経済支援、出産・育児のために研究を中断している教員に研究補助者を雇用するための研究費を助成する制度を創設するなど男女共同参画に関する取組を実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準は、教員選考基準を定める細則に定め、運用については教員選考手続に関する内規を定めている。専攻長は当該専攻の教員配置について要望があるとき学長に申出を行い、学長は教員選考を必要があると認めるとき、各専攻から推薦された教授各1人と、教員の選考ごとに置かれる採用をさせようとする専攻に所属する教授3人及び副学長で構成される教員選考委員会に附議している。教員選考委員会において採用の審査を行いつつ、採用時には必ず面接を実施している。昇任の審査の際は、平成22年度に定めた「教員の評価基準の多様化について」に基づき、研究業績、教育業績、社会貢献及び大学運営の4項目を総合的に判定することによって、教育研究上の指導能力の評価を行っている。

教員の新規採用に際しては、実践的指導力の育成・強化を図るため、初等・中等教育機関で教職経験を有すること又は教職経験を有しない場合には、教育職員免許状を有し、着任後に課される附属学校園等での一定期間の勤務ができることを採用条件としている。

実務家教員の採用は、「実務経験を有する者の教員選考基準等について（申合せ）」を定め、昇任に関しては、研究業績、教育業績、社会貢献及び大学運営の4項目を基礎にして判定する基準を定めており、教育業績に重点を置いた基準としている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

「教員の業績評価の指針」及び「大学教員の業績評価実施要項」に基づき、平成20年度から毎年教員の教育活動、学術研究及び社会貢献・組織運営の観点の業績評価を行っている。教員個人が自己評価を行ったものを専攻長が評価し、学長が最終評価を行い、評価結果を教員個人にフィードバックしている。評価結果に基づき、学長は、専攻長等から特に高い評価を受け推薦された教員に対し、その活動の一層の向上を促すため、総合的な判断の下、昇給号俸の優遇措置を講ずることとし、平成26年1月には教授88人中35人、准教授等66人中17人に昇給の優遇措置を実施している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するための体制については、教育研究支援部教育支援課が主に所掌しており、教務企画チーム、教務チーム及び連合大学院事務室、教育実習総合センター事務室を置き、平成26年5月1日現在、課長以下17人の一般職員、13人の事務補佐員の総勢30人を配置している。

兵庫教育大学

教育研究支援部キャリア支援課では、課長以下、4人の一般職員、4人の事務補佐員を配置し、学生支援課には、学生支援チームと国際交流チームを置き、現在、課長以下10人の一般職員、4人の事務補佐員、1人の看護師の総勢15人を配置している。

附属図書館には、4人の一般職員、4人の事務補佐員を配置しており、その内、専門的な知識を要する司書資格を有する事務職員は5人である。

平成25年度には、48科目に延べ71人の学校教育研究科に在籍する学生を、延べ1,622時間TAとして教育の補助業務に従事させている。これらの学生はこの経験を初等中等教育教員や研究者になるための準備として役立てている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教授及び准教授の昇任において、研究業績、教育業績、社会貢献及び大学運営の4項目についての点数評価に基づくトータルバランスによる判定を導入している。
- 教員の新規採用で、実践的指導力の育成・強化を図るため、初等・中等教育機関で教職経験を有することを採用条件としている。
- 業績評価の評価結果に基づき、学長は、専攻長等から特に高い評価を受け推薦された教員に対し、その活動の一層の向上を促すため、総合的な判断の下、昇給号俸の優遇措置を講じている。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】
基準4を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学校教育学部の「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」においては、その人材養成の目的、教育方法の特色を踏まえ、求める学生像を「本学が望む学生は、次の要素を兼ね備えた人物です。

- ◎ 高等学校における教科・科目を幅広く修得し、しっかりした基礎学力を身につけていること
- ◎ 豊かな人間性を備え、コミュニケーション能力や協調性があること
- ◎ 教員になろうとする強い意志を持ち、意欲的に本学の教育課程に取り組めること」と定めている。

修士課程の「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」においては、人材養成の目的を踏まえ、「入学者の選抜に当たっては、教育にたずさわることへの使命感と熱意をもち、自らの資質能力の向上を志向する現職教員や、高い専門性と実践力をもった初等・中等教育教員になることを強く志向する者を選抜します。」と求める学生像を定めている。

博士課程の「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」において、実践に根ざした学校教育学を独自の学問分野として確立し、今日の教育課題の解決と学校教育の質的改善・改革に貢献するという目的を踏まえ、「本研究科は、学校教育実践について高度で専門的な研究を行い、学校教育実践学及び教科教育実践学の分野において、自立して研究・実践できる研究者及び専門職教育者を志向する人材を求めます。」と定めている。

専門職学位課程の「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」においては、人材養成の目的を踏まえ、「入学者の選抜に当たっては、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーになることを志向する現職教員や、学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を選抜します。」と定めている。

なお、自己評価書を提出する段階では入学者選抜の基本方針は明文化されていなかったが、平成26年度中に明文化し公表する予定となっている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学校教育学部における学生の受入方法は、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験がある。

推薦入試は、大学入試センター試験で5教科5科目を課して基礎学力を確認するとともに、出身学校の調査書を点数化（50点）したものに、面接の得点（250点）を加えて総合判定している。特に、面接の配点比率を高くして、初等教育教員となるのにふさわしい知識、適性、資質、意欲、態度を確認することとしている。

前期日程試験は、センター試験で5教科（6教科）7科目を課して基礎学力を確認するとともに、個別学力検査では、初等教育教員となるのにふさわしい資質、能力を確認するため、小論文2種類を課し、感覚、表現、運動の基礎力を確認するため、実技（音楽、美術、体育）による検査を課して総合判定している。

後期日程試験は、センター試験で5教科（6教科）7科目を課して基礎学力を確認するとともに、初等教育教員となるのにふさわしい適性、資質、意欲、態度等や、特定の教科に秀でた知識等を確認するため、国語、英語、社会（地理歴史・公民）、数学、理科、音楽、美術、保健体育の中から、希望する1教科を選択させ面接（口頭試問・実技を含む。）を行い総合判定している。

平成25年度の入学者選抜からは、求める学生像に含まれる「教員になろうとする強い意志」を確認するため、すべての志願者に提出を求める教員志望理由書を含めて総合判定を行っている。

修士課程においては、教育に携わることへの使命感と熱意を持ち、自らの資質能力の向上を志向する現職教員や、高い専門性と実践力を持った初等・中等教育教員になることを強く志向する者を選抜するため、各コースに応じた筆記試験を課している。

外国人留学生特別選抜―指定校推薦により、秋期入学（10月入学）を実施し、志願者には日本語能力試験「N1」の出願資格を課している。

博士課程においては、学校教育実践学、先端課題実践開発及び教科教育実践学の分野において、自立して研究・実践できる研究者及び専門職教育者を志向する者を選抜するため、各連合講座に応じた筆答試験（外国語試験及び専門試験）を課すとともに、口述試験を行っている。

専門職学位課程においては、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーになることを志向する現職教員や、学部段階での資質能力を修得した者の中から、更により実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を選抜するため、各コースに応じた筆記試験を課すとともに、口述試験を行っている。

以上のように、各入学者選抜において、入学者受入方針に沿った学生の受入を行うため、多様な角度からその資質能力を見る選抜方法や教職経験者や特定の資格取得者を考慮し、各コースに応じた選抜方法により、適切な受入を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が実施されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

各課程における入学者選抜の実施体制については、次のとおり整備されている。

学校教育学部において、副学長、各コース等から選出された委員等で構成する学部入学試験委員会が入学者選抜の実施計画案、募集要項案の作成を含め、実施している。

前期日程で出題する小論文及び実技検査の試験問題は、学部入学試験委員会の下に置かれた問題作成委員が、検討及び表記等の点検を行い作成している。

試験当日は、学長を本部長（総括責任者）とする試験実施本部を設置し、副学長、学部入試委員会委員、事務局長、入試担当部長等の全体的な試験の実施状況を掌握する本部付職員及び試験監督者や実施事務要員により、実施している。可否判定については、学部入学試験委員会において原案の作成を行い、教授会の議を経て合格者を決定している。

修士課程及び専門職学位課程においては、副学長、各専攻等から選出された委員等で構成する大学院入学試験委員会が入学者選抜の実施計画案、募集要項案の作成も実施している。

試験問題は、大学院入学試験委員会の下に置かれた問題作成委員が、検討を行い作成している。なお、大学院入試委員会副委員長及び大学院入試委員会委員2人（輪番）により、試験問題の表記等の点検を2回実施している。

試験当日の実施体制については、学校教育学部と同様となっている。合否判定については、大学院入学試験委員会において原案の作成を行い、研究科教授会の議を経て合格者を決定している。

博士課程においては、研究科長、研究主幹、各副研究科長、各連合講座代表者等会議議長等で構成する連合大学院入学試験委員会が入学者選抜の実施計画案、募集要項案の作成も実施している。

試験問題は、連合大学院入学試験委員会に置かれる専門委員会において、検討を行い作成している。なお、研究科長、研究主幹、副研究科長により、試験問題の表記等の点検を実施している。

試験当日は、研究科長（連合大学院入試委員会委員長）を本部長（総括責任者）とする試験実施本部を設置し、研究主幹、各副研究科長、各連合講座専門委員会委員長、入試担当部課長が本部員等となっている。合否判定は、各連合講座専門委員会を経て連合大学院入学試験委員会が原案を作成の上、教授会の議を経て合格者を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

平成23年度までは学務・入試企画委員会が入学者選抜について検証していたが、平成24年度からは入試委員会が引き継いでいる。

学士課程では、入学者受入方針に掲げた「高等学校における教科・科目を幅広く修得し、しっかりした基礎学力を身につけていること」及び「教員になろうとする強い意志を持ち、意欲的に本学の教育課程に取り組めること」に照らして選抜の結果を検証し、平成25年度入学者選抜から、教員志望理由書の提出を義務付けるとともに、推薦入試におけるセンター試験の成績によるグループ分けの基準を引き上げている。また、平成26年度入学者選抜からは、推薦入試におけるセンター試験の利用教科の指定を3教科3科目から5教科5科目に拡大している。

修士課程、専門職学位課程では、専攻長、副専攻長、コース長、分野長で構成される専攻長等会議、学生確保プラン検討部会等において、入学者受入方針に沿うべく入学者に占める現職教員の比率を高める方策を検討し、現職教員の受験者については筆記試験を課さず、教育現場において捉えた課題の質や、受験者の使命感・熱意等を確認する口述試験によって選抜するように改善している。

博士課程では、各年度の入学者選抜試験終了後に、研究科教授会において入学者選抜方法を検証しており、これまで口述試験の検証、改善を行い、自立して研究・実践できる研究者及び専門職教育者を志向する人材の選抜に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成23年度に改組された学校教育研究科（修士課程）は平成23～26年度の4年分。）

[学士課程]

兵庫教育大学

- ・ 学校教育学部：1.06 倍

[修士課程]

- ・ 学校教育研究科：1.10 倍

[博士課程]

- ・ 連合学校教育学研究科：1.15 倍

[専門職学位課程]

- ・ 学校教育研究科：0.91 倍

以上のおおむね過去5年間、各課程とも入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっておらず、おおむね安定かつ適正な定員充足率となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、初等教育教員養成に重点を置き、「教員養成スタンダード」（養成すべき教師像を具体的に示した50項目）に基づいて、実践力と人間性に優れた学校教員を養成するという教育の目的を踏まえ、「教養科目、教科等に関する科目及び教職に関する科目を有機的に結びつけた体系的な教育課程を編成し、実施」するために5つの観点を定め、「現代的な社会課題に対応できる資質を高める教養教育を位置づけること」という観点から教養科目群を設けること、「教職キャリアの形成に必要な教育の充実を図ること」という観点から教職キャリア科目群を設けること、「教科等の指導に関わる実践的な内容を重視すること」という観点から教育実践・リフレクション科目群を設けること、「実地教育とその他の授業科目を関連付けること」という観点から附属学校園を活用するとともに公立校等の協力による多様な実地教育科目を教育課程全体の中で体系的に配置すること、そして、「特定の専門分野について深い学びができること」という観点から専修専門科目群を設定することを定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教養科目群、教職キャリア科目群、教育実践・リフレクション科目群、専修専門科目群を開設しているとともに、実践力の育成を重視し、1年次の学校観察実習、2年次のフレンドシップ実習、3年次の初等基礎実習、4年次の初等応用実習等の4年間にわたる実地教育（教育実習）を開設し、各年次の実地教育の履修を通して、学習成果が統合化・協働化されるようにコンカレ

ント型の教育課程を編成している。

教育課程は、平成21年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「スタンダードに基づく教員養成教育の質保証」の取組により開発した「教員養成スタンダード」に結合させ、教員養成教育の継続的な充実・発展に資する先進的教育課程を編成し、実践力と人間性に優れた資質の高い学校教員を養成する構成となっている。

さらに、学生が自身の学びの状況を確認しつつ、必要な資質能力を身に付けるための履修方法の検討や自身の修得状況を確認ができることを目的として、教員として必要な資質能力を示した「教員養成スタンダード」と教育課程と組み合わせたカリキュラムマップを作成している。

なお、卒業生には学士(学校教育学)の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

放送大学との単位互換協定の締結、実用英語技能検定取得者の単位認定、大学入学前の既修得単位を認定する制度、学校以外でのボランティア体験の単位化、留学先で修得した授業科目について、その内容に応じて単位を卒業要件単位として認定する短期留学推進制度等の取組を実施している。

幼年期の教育に関する理念と実践、乳児期から青年期に至る自己意識の変化についての検討及び他者との関わりにおける発達段階の特徴、初等・中等教育における社会系教科内容の理解を深めるための現代的マクロ経済理論等、多様な学術的研究の動向を踏まえた科目を開設している。

また、小学校英語教育の導入、発達障害のある児童生徒への理解と支援等の社会的要請に応えるため、学部3年次・前期（又は後期）「初等英語教育法」、学部3年次・前期「発達障害の理解」、学部1～4年次・通年「社会ボランティア体験学習Ⅰ」等を開設し、その位置付けをカリキュラムマップにおいて明示している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

概論的な授業科目の場合には講義を中心とするが、学士課程全体において教養科目群、教育実践・リフレクション科目群及び専修専門科目群として開設している授業科目の場合は、約65%が、演習、講義と演習を組み合わせたもの、演習と実習を組み合わせたもの、実験、実習、実技科目である。

それらの科目のうち、教養科目群の「英語コミュニケーション」では1クラスが35人程度の少人数学習となっている。また、「初年次セミナー」「教職実践演習」「学校経営論」をはじめとして多くの科目でグループ活動、グループ討論、プレゼンテーション、模擬授業、現職教員へのインタビューをとり入れるほか、例えば、「学校教育法制論」や「生徒指導の心理学」では、いじめ・体罰、子供の事故等、あるいは学校における暴力行為、キャリアカウンセリングに関するケーススタディをとり入れるなど、学生自身が主体的に授業のテーマに取り組めるように配慮している。

さらに、「マイクロティーチング実習（実地教育V）」「教育情報メディア実習（実地教育VI）」では、小学校の教室を想定した模擬授業（マイクロティーチング）を実施し、学習支援システム開発ではパソコン

による教材作成実習等を行い、教員として必要なスキルを身に付けさせるようにしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

一部の授業科目のシラバスで、定期試験を15回の授業期間に含めてはならないことが徹底されていない。このため、平成26年度においては、教務委員会でシラバス点検を実施するとともに、「授業計画（シラバス）作成要領」を審議、作成し、平成27年度シラバスの作成に向けて全教員に改善を促している。

CAP制をとり入れ、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位としている。複数の教育職員免許を取得するための履修計画を立てる学生も多い中で、卒業時の平均取得単位数は、平成23年度から25年度の3年間にわたる509人の卒業生については163単位となっており、第1、2年次における学習時間の確保に一定程度は担保している。

1日の生活時間における「勉強時間」は、学生支援課が平成24年度に実施した学部学生を対象とした学生生活実態調査では、「0～1時間」と答えた学生が65%であり、改善すべき結果であると認識したことから、平成26年度版シラバスから、学生の主体的な事前事後学修を促すため、「事前事後学修」の項目を追加している。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスでは、教育課程の編成の趣旨を理解しやすいように、「授業の目標及び期待される学習効果」「授業の内容・計画」「成績評価の方法・基準等」「テキスト・教材・参考書等」の項目を設定し、さらに、平成26年度からは「事前事後学修」の項目を追加しており、教務委員会によるシラバス案の点検を実施している。

また、「対応する教員養成スタンダード」項目を設定し、学生が授業選択や授業履修に当たって教員養成スタンダードとの対応を確認し、学習目標、到達度を意識した学習を促している。

平成25年度には、学内限定としていたウェブサイト上での閲覧を学外からも可能にするるとともに、印刷物として学生へは配布せず、一定部数を作成し閲覧に供している。学生は、オンラインでシラバスを利用して、学期当初の学習計画の立案、学期中の予復習のために活用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

「英語コミュニケーション」については、ブレースメント・テストを実施し、習熟度別の授業を実施して、英語力育成の取組を行っている。

基礎学力不足の学生がいる場合は、個々の授業科目担当教員やクラス担当教員が指導しており、学生からはオフィスアワー等を活用して教員に相談できる体制を整えている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を「学校教育学部では教員養成スタンダードに基づき、次のような資質や能力を備えた者に学士（学校教育学）の学位を授与します。

- ◎ 教員としての教育活動全体の基盤となる基本的素養
- ◎ 子ども理解に基づいて学級経営や生徒指導を適切に行うことのできる力
- ◎ 教科等や保育の内容に関する的確に指導を行うことのできる力
- ◎ 同僚や保護者と連携し、協働しようとする姿勢
- ◎ 長期的視野に立って職能成長をめざす学び続ける力」と定めている。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学則第42条に「授業科目の試験の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。」と定めている。履修案内に成績評価基準を記載し、入学時の学生向けオリエンテーションの際に入学生全員に対して説明を行い、周知を図っている。

各授業科目の成績評価と単位認定は成績評価基準に従って担当教員が行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の説明責任、成績評価の客観性、厳格性を果たすため、評価項目を明記し、それぞれの評価の割合も記載することとし、定期的にシラバス点検を実施し、各授業科目の採点基準を明確に記載するよう改善を続けている。なお、成績分布を把握できる状況にあるものの、訪問調査時には活用されていなかった。

成績評価に対する異議申立て制度は、訪問調査時には組織として明確化されていなかったが、成績評価を通知した後、その内容に疑義がある場合は学生が担当教員に申立てを行っている。担当教員は速やかに調査し、学生に説明することとしている。

これらのことから、組織的な取組となっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業要件単位数を含めた卒業認定基準は学則に定められ、履修案内に掲載されており、入学時の学生向けオリエンテーションの際に入学生全員に対して説明を行い、周知を図っている。また、クラス担当教員や卒業研究指導教員からも各学生に対して、随時説明を行っている。

個々の学生の卒業認定については、教務委員会、教授会が卒業認定基準に従って合否判定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針が修士課程、専門職学位課程、博士課程ごとに明確に定められており、この方針を基に各課程の教育課程を編成・実施している。

修士課程では、「現職教員及び新任教員の学校教育に関する研究・研鑽の機会を確保し、学校教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を通して、教育力・人間力に優れ、高い専門性を持つ教員並びに心理専門職を養成することを目的とした教育に資する理論と実践の融合を図るカリキュラムを主に次のような科目区分により編成します。」と定め、共通科目と専攻科目を挙げている。

博士課程では、「これまでの教育科学及び教科専門科学の各専門分野の枠にとらわれない各専門領域を有機的に統合した授業科目を次の区分により編成し実施します。」と定め、総合共通科目、専門科目、課題研究を挙げている。

専門職学位課程では、「現代のさまざまな教育ニーズに対応できる高度な専門性と実践力・応用力を備えた教員の養成・研修を行うことを目的とした体系的なカリキュラムを以下のような科目区分により編成します。」と定め、共通基礎科目、専門科目及び実習科目を挙げている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程における共通科目は「教員として身に付ける教養的な内容、実践的な理論や方法論の内容を扱う教職教養科目及び教職共通科目からなります。」となっており、専攻科目は「教員として高度の専門性を高める専門分野、教科教育分野と多様化する教育課題・知識基盤社会へ対応する知見を修得する総合分野からなる専門科目と学生個々の研究課題に対応する課題研究からなります。その他、教員等の力量形成に資する各種の教育プログラムを提供し、幅広い教育ニーズに対応する授業科目も設定します。」となっている。教育課程の編成は共通科目（教職教養科目・教職共通科目）と専攻科目（専門分野・教科教育分野・総合分野）により構成されている。

専攻科目は、22単位を修了要件としており、専門科目（専門分野・教科教育分野・総合分野）及び課題研究から構成されている。専門科目のうち、専門分野・教科教育分野では、教員としての高度の専門性を修得させ、専門職としての能力を向上させることを目的とし、専門諸科学について12単位以上を履修することとしている。さらに、総合分野では、多様化する教育課題・知識基盤社会への対応を図り、より広い

視野から教育研究が行えるよう、隣接する分野・領域等を横断する複合的な内容を得させることを目的として、2単位以上履修することとしている。そして、「課題研究（8単位）」は、各自の研究課題に配慮し、指導教員の研究指導の下、履修することとなっている。

博士課程については、授業科目と研究指導により教育課程を構成しており、授業科目については各専門領域を有機的に総合化した、総合共通科目、専門科目及び課題研究に区分されている。

総合共通科目は2科目5副題を、専門科目は連合講座ごとに6～19科目を開設し、2年次の学年末までに修得させることとしている。また、課題研究は3年間を通じて履修させている。修了要件単位数としては総合共通科目4単位必修、専門科目8単位必修、課題研究10単位必修の計22単位としている。

専門職学位課程の教育課程の編成は、すべての学生が履修する共通基礎科目、各コースに応じた専門科目、専門科目の内容と関連した実習科目によって構成されている。

共通基礎科目は、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」で定められている5領域に対応した科目を開設し、20単位を修得することとし、教員としての幅広い資質能力の向上を図っている。

専門科目では、各専門領域の基礎理論に基づき、実践事例に関する知識を構造的かつ体系的に捉えられる能力形成と、学校現場の諸課題に取り組める実践力を育成することを目的とし、20単位（小学校教員養成特別コースは、16単位）を修得することとしている。実習科目では、専門科目の内容と連携する科目を開設し、専門科目で学修した知識・技術を通して深めさせ、また、逆に実習で得た実践的な知見は専門科目を通して理論的な裏付けができることを目的とし、10単位（小学校教員養成特別コースは14単位）を修得することとしている。

なお、修了生には、修士課程では修士（学校教育学）、博士課程では博士（学校教育学）、専門職学位課程では教職修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

修士課程の専攻科目については、修士課程の目的に沿って、各専攻が学校教育の現代的課題に配慮しながら、それぞれの最新の学問分野に関する授業科目を広く配置している。

入学前の既修得単位を認定する制度の設置や単位互換協定に基づき他の大学院において履修する授業科目を配置している。

大学院に教職課程を持つ兵庫県内の国公立6大学で、遠隔講義システムを用いた特色ある教職科目の相互提供による単位互換や大学院レベルの実習を実施している（教職アドバンスプログラム）。

学校現場や社会で必要とされている課題に応えるため、大学独自の教育プログラムを7つ開設し、学生の多様なニーズや学術の発展動向等に配慮し、授業科目を開講している。

博士課程について、当該研究科の特色の一つでもある総合共通科目は、学校教育学に関する幅広い学識と高度の専門性を修得させることを目的としており、2泊3日の合宿方式により夏期と春期の年2回、複数の教員が担当して実施している。専門科目は、個別の研究課題について多様な専門的視点から総合的に検討し、その課題解決能力を修得させるもので、学生が研究課題に則した授業科目を選択している。「課題研究」は、博士論文研究への発展を期待する上で必要不可欠な演習として、学生の研究課題に則して開設するものである。

専門職学位課程は、コースごとに育成しようとする教員の専門性に合った授業内容が設定されており、

学校教育の実践課題に取り組む実践開発研究の科目を設けている。共通基礎科目においては、理論的内容と事例研究的内容を統合した科目を設定し、実践事例を通して分析の視点と実践的見識が身に付くよう講義形式と演習形式を組み合わせた授業を導入している。学生のキャリア（教職経験の有無）の違いに対応し、現職教員向けと学部卒業生向けの内容に分けて開講しており、学校現場における中核的・指導的役割を担うために必要な5領域のほか、基礎的な領域を設けている。

専門職学位課程で開設されている授業科目の内容は、公立学校等の現職教員による授業が行われ、学校現場で現代の様々な教育ニーズに対応できる高度な専門性と実践力・応用力を備えた教員の養成・研修に取り組んでおり、各教員は自らの授業内容を振り返り、学校現場でのニーズや研究成果を授業内容にとり入れるべく授業内容の改善は修士課程同様に行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

修士課程の各授業科目の授業形態については、各専攻においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している。演習、実験の大半で20人以下の少人数教育を行い、海外実習、遠隔講義システムを活用した授業、図書館ラーニングコモンズを利用した公開型授業等、様々な授業方法を採用している。

博士課程については、科目の授業形態は履修規程により定められており、専門科目の科目ごとの受講者数は1人から数人で、すべて少人数教育である。「課題研究」は各学生に対し主指導教員、副指導教員2人により演習を行っている。

専門職学位課程では理論と実践の融合を意識し、事例研究やロールプレイ、グループディスカッション、ワークショップ及びフィールドワーク等の演習を盛り込み、教員と学生の双方向型授業を展開している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

シラバスに授業の目標、授業の内容及び計画、教科書・参考書及び授業外学修（事前・事後学修）等を記載し、学生の自主学修を促している。しかし、授業時間外学修についての調査は行われていない。

教員のオフィスアワーにより、電子メール等を利用して、学生は授業時間外であっても各受講科目の担当教員から個別に相談を受けることができる環境を整えている。

専門職学位課程は、上記に加え、CAP制を導入し、1年間に履修登録できる単位数を36単位までとし、フィールドワークやワークショップ、ケーススタディ等の演習をとり入れた授業の準備のための時間確保に配慮している。

博士課程については、連合大学院便覧に標準履修モデルを示し、入学時にオリエンテーションで教育課程について説明を行っている。授業科目の履修に際しては、主指導教員と相談の上、学生の研究課題に則した科目を履修するよう指導を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

修士課程及び専門職学位課程では、各授業における「授業の目標及び期待される学習効果」「授業内容及び計画」「成績評価の方法と採点基準」「テキスト等」並びに「授業外学修（事前事後学修）」を明示したシラバスを作成し、入学式後のオリエンテーションにおいて、履修しようとする授業科目について必ず参照するよう指導している。シラバスの構成は、それぞれの課程ごとにフォーマット化され、記載内容の適正化、統一化を図っている。

教育支援システムにより、学内外を問わず、ウェブサイト上でいつでもシラバスの閲覧が可能となっている。さらに、各教員が授業の初回で、履修学生に対してシラバスに基づいて、授業の全容を説明することによって、学生の授業に対する理解度を深めるよう配慮している。また、修士課程において、教務委員会でシラバス点検を行っており、学生に有効に活用されるよう毎年度シラバス内容の見直しを行っている。

博士課程については、総合共通科目、専門科目に関して連合大学院便覧を作成し、学生に配布している。総合共通科目については、さらに授業担当教員ごとの講義演習内容を作成している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

修士課程及び専門職学位課程では、神戸ハーバーランドキャンパスにおいて、夜間クラス（特別支援教育専攻及び小学校教員養成特別コースを除く）を開設している。

各専攻・コースの専門科目については、入学前に開講曜日を提示し、入学後の履修計画の参考となるよう情報の提供を行っている。また、課題研究・研究指導については、学生と教員が調整し、お互いに都合の良い時間・曜日を設定できるよう学生個々の事情に配慮するとともに、必修科目の開設が多い専門職学位課程では、隔年で6時限と7時限に開講する授業を入れ替え、勤務の都合により、履修が困難な時間帯に配慮している。神戸ハーバーランドキャンパスで開講される夜間クラスの授業を加東キャンパスにおいても受講できるよう、遠隔講義システムを活用した授業を行える環境を整えている。夜間クラスでは、長期履修学生制度を導入しており、社会人として働きながら学ぶ学生を支援している。平成26年5月1日現在、夜間クラスの学生163人のうち、115人が長期履修学生制度を利用している。

博士課程については、教育方法の特例として主指導教員の指導の下、指導教員や講義担当教員との調整により土・日・祝日の時間帯や夏期、冬期、春期の休業期間中に集中講義等により授業科目の履修と研究指導を受けることができる「フレックスタイム・カリキュラム制度」を設けている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程においては、各コース等におけるガイダンスを通じて、学生の研究課題を確認し、それに対して教員が面談等を行い、その結果を基にしてコース会議で調整の上、主任指導教員と指導教員を決定している。学生は、研究テーマを指導教員等との話し合いで決定し、週当たり2時間の研究指導を受けることとしている。研究指導計画については、主任指導教員及び指導教員から、入学後2か月以内に「研究指導計画書」を研究科長に届け出るものとし、翌年度は、前年度の研究指導状況報告及び当該年度の研究指導計画書を研究科長に報告することとなっている。

博士課程においても、同様に指導教員等を決定している。特に、教育研究の中心となる学校教育実践学及び教科教育実践学の特質を考慮して、総合的・学際的な視点から研究指導を可能とし、さらに、連合大学院の利点を活かして他大学に所属する副指導教員の指導を受けることができるように、1人の学生に対して主指導教員1人、副指導教員2人とし、副指導教員のうち1人は主指導教員の所属大学と異なる大学の教員としている。

計画的な指導を担保するために、主指導教員は、毎年度当初に前年度の研究指導状況及び当該年度の研究指導計画を研究科長等に提出し、その確認を経た後1か月以内にそれらを学生に明示している。

さらに、平成26年6月に「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科ガイドライン」を策定し、研究倫理に係る指導の方針についてウェブサイト等で教員・学生に周知している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

当該大学の大学院課程では、修士課程、博士課程及び専門職学位課程の各教育課程において、学位授与方針が定められている。

修士課程の学位授与方針は、2年以上（長期履修学生は3年以上）在学し、所定の単位を修得し、「優れた実践活動を創造するため、自らの教育実践・活動を客観的に省察し、理論の構築と探究を不断に行うことができる力、教育の背景となる理論や子どもの特性について総合的・専門的知識を有し、教育実践等に応用し課題解決を図ることができる力、教科等に関する幅広い知見を有し、理論知と実践知の融合を図ることができる力」を獲得するとともに必要な研究指導を受けて、修士論文の審査及び試験に合格した者に修士（学校教育学）の学位を授与すると定めている。

博士課程の学位授与方針は「所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格して、教育実践学の研究を自立的、協働的に遂行する資質・能力を有することが認められた者に博士（学校教育学）の学位を授与します」と定めている。

専門職学位課程の学位授与方針は、2年以上（小学校教員養成特別コースに所属する学生、長期履修学生は3年以上）在学し、所定の単位を修得し、「優れた実践活動を創造するため、自らの教育実践・活動を客観的に省察し、理論の構築と探究を不断に行うことができる力、深い学識、社会人としての確かな見識を備え、新しい学校づくりに貢献できる力、高度の専門性と優れた実践力・応用力・経営力を備え、組織的に学校現場の課題解決ができる力、同僚・保護者や地域社会との協調的関係を構築することができる力」を獲得した者に教職修士（専門職）の学位を授与すると定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

修士課程及び専門職学位課程では、講義、演習科目、実習科目又はこれらを組み合わせた科目を配置しているため、成績評価の方法は多様であり、シラバスに成績評価の方法と採点基準を記す項目を設け、学生全員に周知する工夫を行っている。

修士課程及び専門職学位課程のそれぞれの履修案内に成績評価基準を明記し、すべての授業科目において、シラバス中に成績評価基準を記載し、入学時のオリエンテーション等で確認することにより学生全員に周知を図っている。

博士課程では、評価の基準、評価方法について連合大学院便覧に掲載している。学生への周知は、入学時のオリエンテーションで便覧の記載内容に沿って説明を行っているほか、併せて、連合大学院の学生用ウェブサイトでも関係規則、FAQの掲載により周知を図っている。成績評価等に関しては、各授業担当教員に連合大学院便覧や授業科目の成績評価に関する基準を示している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

修士課程及び専門職学位課程においては、シラバスに「成績評価の方法と採点基準」を記す項目があり、学生全員に周知を図り、授業担当教員は、それを基に成績評価を行っている。なお、成績分布を把握できる状況にあるものの、訪問調査時には活用されていなかった。

成績評価に対する異議申立て制度は、訪問調査時には組織として明確化されていなかったが、学生から成績評価に関する疑義がある場合には、授業担当教員、指導教員、担当事務局等を通じて問合せができる。

博士課程については、成績評価の客観性、厳格性を担保する観点から、成績評価の基本的な考えや成績評価の具体化のための評価の観点等について「連合学校教育学研究科における授業科目の成績評価に関する基準について」に定めている。また、成績評価について疑義がある場合の申立てを受け付け、対応している。

これらのことから、組織的な取組とはなっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士課程の学位論文審査については、学位規則及び大学院学校教育研究科修士課程学位論文等に関する取扱内規が定められており、それに則り審査体制が整備されている。また、「大学院学校教育研究科修士課程における学位論文等の審査について」において、評価の観点や審査基準を明確に定めており、提出された学位論文に対して、主任指導教員と指導教員を含む関連分野の3人以上の審査員によって審査委員会が組織され、学位論文の審査と最終試験及び学力の確認が行われている。

修了認定については、あらかじめ履修案内等で明示された修了要件、履修規程等に基づき、学位論文審査と併せて大学院教務委員会及び研究科教授会で審議の上、認定されている。

博士課程の学位論文に係る審査は、学位規則及び大学院連合学校教育学研究科学位論文に関する細則が定められており、学生の主指導教員及び関連する講座の主指導教員有資格者4人のほか必要と認められた教員により構成される論文審査委員会が行い、代議委員会がこれを設置している。また、「連合学校教育学研究科における学位論文の審査基準について」において、評価の観点や審査基準を定めている。研究科教授会は論文審査委員会の論文審査結果及び最終試験の結果を受け、学位授与の可否を審議している。

専門職学位課程の修了認定については、大学院教務委員会及び研究科教授会で審議の上、認定されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 修士課程では、学校現場や社会で必要とされている課題に応えるため、大学独自の教育プログラムを7つ開設し、学生の多様なニーズや学術の発展動向等に配慮し、授業科目を開講している。
- 修士課程及び専門職学位課程で夜間クラスを設け多数の現職教員を受け入れている。

【更なる向上が期待される点】

- 学士課程において、大学が設定した「教員養成スタンダード」に教育課程を結合させ、学習成果を確認することによって教員養成教育の質保証に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 学士課程、大学院課程のいずれにおいても成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的な取組が十分とはいえない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

標準修業年限内の卒業・修了率は、平成21～25年度の5年間で、学士課程92.0～92.7%、修士課程74.9～89.2%、博士課程18.8～40.0%、専門職学位課程（小学校教員養成特別コースを除く。）84.8～97.9%、専門職学位課程（小学校教員養成特別コース）73.8～87.2%となっている。また、標準修業年限内×1.5年内の卒業・修了率は、平成21～25年度の5年間で、学士課程95.5～97.1%、修士課程91.6～93.4%、博士課程50.0～63.3%、専門職学位課程（小学校教員養成特別コースを除く。）89.4～98.2%、専門職学位課程（小学校教員養成特別コース）86.8～87.2%となっている。

平成23年度卒業生の94.0%、平成24年度96.0%、平成25年度92.9%が小学校教諭一種免許状以外の免許も取得している。また、保育士資格取得者は平成23、24年度共に34人で、平成25年度は33人である。

修士課程において学位論文の審査を申請し、これに合格し修了要件単位を修得したものは平成24年度200人（100%）、平成25年度220人（99.5%）であり、その学位論文の多くは関連の学会や研究会で発表されているとともに、研究報告書、研究紀要論文、学会誌論文としてまとめられているものもある。また、修了生のうち教育職員一種免許状を所持している者のほぼ全員が、専修免許状の所要資格を充たしている。

博士課程において学位授与率は平成24年度75.0%、平成25年度53.6%、平均55.9%である。

専門職学位課程において修了要件単位を修得したものは平成24年度83人（95.4%）、平成25年度72人（96.0%）であり、修了生全員が、幼、小、中、高等学校の専修免許状の所要資格を充たしている。

これらのことから学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成24年度の学生生活実態調査報告書では、授業内容に対する満足度について、「満足している」及び「ほぼ満足している」が学士課程は75.2%、修士課程は78.0%、博士課程は88.9%、専門職学位課程は68.5%とされている。

卒業研究・修士論文の指導内容に対する満足度について、「満足している」又は「ほぼ満足している」が学士課程は49.2%、修士課程は85.6%、専門職学位課程は70.7%とされている。

博士課程については、夏期及び春期の総合共通科目に関して受講学生へのアンケートを行っており、今後の研究活動に有意義であったかという質問に対し、夏期は5段階評価中「5 そのとおり」が25.9%、「4 ほぼそのとおり」が59.3%、合計85.2%が、春期は「5」が73.1%、「4」が26.9%、合計100%がその

とおり又はほぼそのとおりと回答されている。

大学院課程においては、学生と役員との懇談の場としてランチミーティングを年間8回程度実施しており、役員が直接大学院学生（対象学生数は約70人）の教育研究状況や意見を聴取し、各実施組織で必要な改善に努めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における卒業生の教員就職率（卒業生から大学院進学者・保育士就職者を除いた場合）は、過去5年間で平成21年3月卒業生92.2%、平成22年3月卒業生86.6%、平成23年3月卒業生86.7%、平成24年3月卒業生92.2%、平成25年3月卒業生91.1%と推移している。

修士課程については、約3割が各都道府県教育委員から派遣された現職教員であり、修了後は学校現場や教育委員会、各種教育センター等に復帰し、大学院での教育・研究の成果を活かし、各学校での指導管理的な職や教育委員会等での要職等の中核的な役割を果たしている。

現職教員以外の修了生においても高い就職率を保っており、教員就職者が主であるが、スクールカウンセラーや臨床心理士等の心理職に就き、学校現場や市町村の教育センター等で活躍している者もいる。

博士課程の修了生については、入学生の約53.4%が現職教員であり、そのほかの学生の修了後の就職先として、過去5年間では、30.6%が大学又は高等専門学校の教員に、1.2%が初等中等教育教員に就職しており、その他の教育・研究機関（各種の教育・研究センター等、海外の教育・研究機関等）の就職率は5.8%である。これらに在学時からの教育機関の現職者51.8%を含めると、大半の者（89.4%）が教育・研究関係の機関に就職している。

専門職学位課程においては、現代の様々な教育ニーズに対応できる高度な専門性と実践力・応用力を備えた教員の養成・研修に取り組んでいる。各都道府県教育委員会から派遣された現職教員が約4割在籍しており、修了後は、校長や教頭等の学校経営専門職、授業・生徒指導の改善・開発に中核的役割を果たすミドルリーダー教員として学校現場等で活躍している。また、現職教員以外の修了生についても、その多くが公立学校等の教員として就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22年度に実施した「教育の成果・効果に関する聴き取り調査」によれば、兵庫県内で教員として勤務する卒業（修了）生の学校長等や雇用者に対する聴き取り調査を実施した結果、学士課程の卒業生51人については、全調査項目のうち53.1%が「非常に優れる」又は「やや優れる」、修士課程（ストレートマスター）修了生7人については、全調査項目のうち60.7%が「非常に優れる」又は「やや優れる」という評価を得ている。

修士課程（現職教員）修了生13人については全調査項目のうち77.8%が「非常に優れる」又は「やや優れる」、専門職学位課程（現職教員）修了生6人については、全調査項目のうち87.0%が「非常に優れる」又は「やや優れる」という評価を得ている。

博士課程については、勤務先である学校長等にインタビューを行い、修了生は高度な研究・指導能力、専門知識を持っているという評価を得ている。

また、卒業（修了）生で兵庫県内の各市町の教員になった新任者について、当該大学教職員が各市町教育委員会を訪問して担当者と面談し、その状況について聞き取りを行う教育委員会等フォローアップを実

兵庫教育大学

施している。卒業（修了）生については、おおむね良好な評価を得ている。
これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は232,966 m²、校舎等の施設面積は41,995 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

加東キャンパスの山国地区に、やまくにプラザ、附属幼稚園、小学校、中学校及び職員宿舎を整備している。また、神戸市に神戸ハーバーランドキャンパス、大阪市に連合大学院大阪サテライトを設置している。

神戸ハーバーランドキャンパスは、ホール、会議室の新設、院生合同研究室、図書室の整備、遠隔講義システムの導入を行い、全講義室・演習室には学内LANの情報コンセントを整備し、嬉野台地区とのテレビ会議システムを利用したe-learning授業も実施している。

防犯対策として、警備体制の強化、学生寄宿舎に複数の防犯カメラやセンサーライトを設置、駐車場に防犯カメラを設置、各建物の女子トイレには防犯ベルを設置し安全対策の強化を図っている。

共通講義棟の各講義室の稼働率は平均45%で、施設・設備の耐震化率は100%である。バリアフリー化への配慮として、学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月、文部科学省大臣官房文教施設部)に沿って障害者用トイレ、車いす用スロープ、階段の手すりを設置している。また、「教育・言語・社会棟」、「自然、生活・健康棟」、芸術棟、共通講義棟及び附属図書館には、エレベーターを設置している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、情報処理センターに設置したギガビットスイッチ、学内の各建物に設置したフロアスイッチ、各研究室等に設置している情報コンセントに接続された端末パソコン群及び通信ケーブル網から構成されている。学内ネットワークは、兵庫情報ハイウェイを介してSINETデータセンターに接続されている。情報ネットワークは情報セキュリティポリシーに基づき、管理している。

情報処理センターのコンピュータシステムは、基幹運用システム、学術研究システム、学術情報システム、教育情報処理システム及び情報教育実習システムで構成されている。中でもパソコン203台を含む情報教育実習システムは、授業に活用されている。機器構成等に関するニーズ調査の実施結果を踏まえ、障害とセキュリティ対応を強化するため、基幹運用システムのファイアウォール機能、ウイルスチェック機能を冗長化し、限りなく無停止に近い運用が可能となっている。

教育支援システムは、履修登録や成績・時間割・シラバスの閲覧、授業情報、各種通知等を自宅等学外からも利用可能とし、学生の利便性を高めている。

また、学生の自主的・主体的な学びを促進するため、平成 24 年度に大学会館に整備したラーニングコモンズには、小学校の教室を体感できる、電子黒板等の I C T 環境を整備し、グループ学習や授業等に幅広く活用している。

学生や教職員が共用的に使用する施設に無線 L A N を拡充させ、総合認証システムによるアクセス制限のほか通信ポートによる通信制御を行い、セキュリティ面での管理を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

嬉野台地区に附属図書館を整備しており、延べ面積は 3,506 m²、閲覧座席数は 203 席である。

附属図書館資料収集方針に沿って、教員とも連携しながら学生・教職員をはじめ一般市民にも利用される蔵書を構築し、館内では、視聴覚資料を除き蔵書を全面的に開架で提供している。附属図書館（神戸ハーバーランドキャンパス図書室を含む。）では図書 373,832 冊、学術雑誌約 3,864 タイトル、視聴覚資料（ビデオ、DVD 等）7,425 種を収蔵している。インターネット環境（パソコン及び無線 L A N アクセスポイント）において利用可能な電子ジャーナル（平成 26 年度の契約で約 5,050 タイトル）、オンラインデータベース（同じく 6 種）の電子的学術情報資源を整備している。

開館時間は平成 25 年 9 月より、授業期・休業期を問わず、平日は 8 時 30 分から 22 時、土、日・祝日は 10 時から 17 時としている。年間入館者数は、平成 25 年度までの 5 年間で、103,005 人、116,804 人、96,201 人、90,850 人、107,322 人と推移している。年間貸出冊数は、同時期に 38,613 冊から 32,720 冊の幅で推移している。

平成 25 年度の提案型事業として選定された「facebook を活用した学生・教員参画型の簡易選書ツールの開発」により、附属図書館専用のアプリの運用を開始し、オンライン書店で本を選び、それを特定ソーシャル・ネットワーキング・サイトでシェアするだけで蔵書づくりに参画できるようにしている。

平成 24 年 4 月からラーニングコモンズ（P A O）として、個人学習用スペースやアクティブラーニングスペース、セミナーエリア、リーディングテーブル、ブラウジングエリア等が整備され、さらに蔵書検索用パソコン（3 台）、インターネットによる情報収集のほか、自学自習用のアプリケーションを備えたパソコン（20 台）が設置されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

加東キャンパスのラーニングコモンズは、総合研究棟に 2 か所（計 48 席）、附属図書館に P A O 及びグループプラボ 1～3 の 4 か所（計 93 席）、大学会館に 4 か所（計 85 席）の全 10 か所が設置されている。これらは、学生の協同的かつ自主的・主体的な学びを促進する学習環境になっている。特に附属図書館のグループプラボはそれぞれ年間 300 件近い利用がある。以上の施設の総床面積は 942 m² である。

神戸ハーバーランドキャンパスは、夜間クラス学生の学修環境の改善のため、拡充工事を行ったことにより、院生合同研究室と図書室に分離し、学修スペースを拡充している。

修士課程、博士課程、専門職学位課程の学生については院生研究室を設置し、机、コピー機、パソコン、無線LAN等を設置しており、土・日曜日も含めて利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-1① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程の入学時にオリエンテーションを開催し、教育課程、卒業・修了要件、卒業・学位論文等のガイダンスを実施している。学士課程、修士課程及び専門職学位課程については、各専修（専攻）・コース別オリエンテーションを実施し、各専修（専攻）・コースの教育課程の特色や履修方法、卒業研究・研究指導方法を詳細に学生に説明している。特に学士課程については、入学後、各コースの所属教員による専修・コースの説明会を開き、入学生の希望を優先して配属を決めている。オリエンテーション後には、1泊2日の新入生合宿研修を実施し、クラス担当教員が履修指導等を行っている。

また、クラス担当教員は、前後期の最初に開催するクラスミーティングにおいて、履修計画に関する指導や前学期の学業成績の確認を行い、学生の履修状況及び単位の修得状況等に基づき、履修・修学指導を行っている。さらに、学業成績不振者については、その原因の解明と解決に向けての指導を行っている。

また、3年次には教員採用試験等に向けたオリエンテーションを合宿形式で実施している。

「教員養成スタンダード」に基づくeポートフォリオに関するオリエンテーションを随時行い、記録を促している。また、教職実践演習の実施に当たってもオリエンテーションを行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するため、隔年で全学生対象に学生生活実態調査を実施している。

学部には、修学その他学生生活に関する事項について、適切な指導助言を行うため、各学年の専修コースの別を基礎としてクラスを編成し、クラス担当教員が置かれている。また、3年次以降は、クラス担当教員と研究指導担当の指導教員とが協力して、指導助言を行っている。

学生の授業等の修学に関する質問等を受け付けるオフィスアワーを各教員が週1～2時間程度設けており、教育支援システムに各教員のオフィスアワーの設定曜日・時間、場所、連絡先（電子メールアドレス、電話番号）等を掲載している。

障害のある学生に対する学習支援としては、授業科目「障害者理解と支援（入門）」においては、障害についての理解を深め、授業内で手話通訳やノートテイクについての実習を行い、障害のある学生の支援を行うための基礎知識を修得できるよう配慮している。

聴覚障害学生への学修支援は、ノートテイク・要約筆記・手話通訳者により、授業の履修の学修支援を行うとともに、コミュニケーションボードによる面談を行い、学修支援に関する要望や意見の把握に努めている。

外国人留学生に対しては、学習及び研究の向上を図るため、チューター制度により、個別の課外指導を行い、学位論文作成段階の留学生に対しても論文指導チューターをおいて学習面での支援を行っている。また、1年を通して行われる課外の日本語補講を実施している。

博士課程の学生支援に関する学生のニーズの把握については修了生に対するアンケートにより把握し、

学習相談、助言については主に主指導教員、副指導教員が行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生団体は、体育系 33、文化・芸術系 1、文化系 7、芸術系 4、その他 2、計 47 団体が活動している。その支援は、学生委員会及び学生支援課で行うとともに、各団体には顧問教員が置かれ、学生への指導、助言等を行っている。また、体育系・文化系課外活動団体の次期リーダー等の学生を対象に討議や講習を行うリーダーズ・セミナーを実施し、セミナーにおいて各団体と学生支援課で要望等の意見交換を行っている。

学生団体の活動を支援する施設として、課外活動共用施設、体育館・武道場、和弓場、屋外プール、テニスコート、陸上競技場、ラグビー・サッカー場、野球場、ソフトボール場、ハンドボール場、体育棟、芸術棟、学生会館を整備している。

学生の自主的な活動を活性化するために実施されている課外プロジェクトにおいては、平成 25 年度に学部学生 1 件、大学院学生 3 件のプロジェクトが採択され、1 件 20 万円程度の経費の支援を受け、地域・学校教育に関わるユニークな活動への支援がなされている。学生表彰実施要項に基づいて、毎年 10~15 の個人・学生団体を表彰し、学生の自主的活動の活性化を図っている。大学院在籍者で構成される兵庫教育大学大学院院生連絡協議会では、大学院における研修活動を円滑にし、情報交換及び会員相互の厚生親睦を図ることを目的とし、フォーラム、ソフトボール大会、大学祭への参加、新入生歓迎会、謝恩会等を実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活実態調査、学部クラスミーティングまとめ、役員と大学院学生とのランチミーティング、学生なんでも相談窓口等によって、生活支援等に関する学生のニーズを把握している。加えて、大学食堂入口等の学内に「提案箱」を設置して、学生の提案や要望を聞き、学生支援の改善に努めている。

保健管理センターは、常勤の医師と看護師のほか、カウンセラー（学内教員 5 人、非常勤 3 人）を配置し、健康相談及び心身の悩みや不安、精神的な悩みごとの相談を行っている。

留学生に関して、国際交流会館相談主事及び国際交流センター兼務教員による留学生相談体制を整え、居住施設である国際交流会館に国際交流会館チューターを置き、日常生活上の指導・助言を行っている。平成 23 年度に外国人留学生生活実態調査を実施し、分析を行っている。平成 25 年度から、国際交流センターを新設し、センターに外国人教員や中国人スタッフを置き、学習支援や日常生活上の指導・助言を行う体制を整えている。

教職キャリア開発センターは、校長経験者の特命教員 1 人、教職経験のあるキャリア開発指導員 3 人、

ボランティア活動指導員2人、民間の資格を持ち進路相談を担当するキャリアアドバイザー（学外相談員）1人、事務職員8人を配置し、就職やキャリア形成、ボランティア活動等のための様々な相談に応じているとともに、教員23人が兼務している。教職キャリア開発センター主催行事は、毎年約120件開催され、延べ約4,000人が参加している。個別の就職・キャリア相談は、毎年約3,000件となっている。

学生からの相談に対応するため、ハラスメント防止等に関する規程を制定し、ハラスメント相談員17人を学内教職員から指名し相談体制を整えている。

学生生活の利便性向上のため、食堂の改善、カレッジバスの運行を行っている。

平成26年4月には、学生の多様な生活サイクルに合わせた学生サービスの更なる向上を図るため、教育支援課、学生支援課、キャリア支援課の窓口事務取扱時間について、開始を9時から8時30分、終了を17時から18時30分にそれぞれ拡大し、履修、生活、就職等進路に関する相談・助言体制の充実を図っている。

特別な支援が必要とされる学生に対しては、入学者選抜における事前相談の事項を考慮して、教育研究支援部が生活支援を行うこととしており、これまでに、肢体不自由の学生に対してキャンパスにより近い棟の低層階の部屋を割り当てる配慮等、聴覚障害のある学生に対して居室内に來客通知用インターホンと連動した回転灯の設置、視覚障害のある学生に対して、階段の境の明示のためのステップへの蛍光塗料塗布等を行なっている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金をはじめとして、地方公共団体や民間奨学団体の奨学金で、大学を経由して募集するものについては、大学ウェブサイト及び学生掲示板への掲示で周知を図り（入学料・授業料免除も同様）、学生支援課が情報提供や出願手続きについて支援を行っている。平成25年度においては、在学生の約3割の学生が奨学金の貸与もしくは給付を受け、平成25年度の日本学生支援機構奨学金の受給者は学士課程において290人、大学院課程において183人となっている。

大学独自の奨学金・助成金制度として「現職教員のための研究助成金」、大学院学校教育研究科1年次生を対象とした「大学院同窓会研究助成金」、主に学部卒業生等を対象とした「Hyokyo 嬉望奨学金」により学生の研究、生活を支援している。現職教員のための研究助成金は、1人に付き年間10万円を助成し、平成25年度は21人が利用している。大学院同窓会研究助成金は、助成対象期間が1年6か月（1年次10月～2年次3月）であり、平成25年度は5人が利用している。「Hyokyo 嬉望奨学金」は、大学院課程の2年間に1人に付き100万円（1年間50万円）を返済不要で給付するもので、平成25年度には25人が利用している。

修士課程・専門職学位課程については、授業料免除の特別枠として、社会人教育支援枠を設け、現職教員のための大学院修学休業制度利用者枠を新たに設けている。

留学生の奨学金については、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度をはじめ、地方公共団体や民間奨学団体の奨学金で大学から推薦するものについては、対象となる留学生に通知を行い、学生支援課が出願手続支援を行っている。面接を必要とする奨学金については事前に模擬面接を行うなどの支援を行い、出願した奨学金の大半が採用されている。また、海外の協定大学から1年間の交換留学生として当該大学で修学している者のうち、当該大学の大学院に入学希望のある外国人留学生には、経済面を考慮して国費外国人留学生としての出願を勧め、大学推薦の出願手続きに係る支援を行っている。

学生の居住施設については、学内に単身用7棟（男子3棟、女子4棟）、世帯用4棟（うち1棟は留学

兵庫教育大学

生用)、留学生用の国際交流会館2棟があり安価な寄宿料で提供している。これら学生寄宿舎の収容定員は、合計714人(単身男子240人、単身女子320人、世帯114人、留学生40人)である。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館ラーニングcommons(PAO)が整備され、学習環境が充実している。
- 教職キャリア開発センターは、多様な経験を持つ職員を配置し、就職やキャリア形成、ボランティア活動等のための様々な相談を数多く受け付けるとともに、多数の行事を主催、実施し、特に卒業生の教員としてのキャリア形成支援を充実させている。
- 独自の奨学金・助成金制度として「現職教員のための研究助成金」、大学院学校教育研究科1年次生を対象とした「大学院同窓会研究助成金」、主に学部卒業生等を対象とした「Hyokyo 嬉望奨学金」を設け、学生の研究及び生活を支援している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

当該大学では、大学の「ミッション及びビジョンを実現するために、大学院・学部におけるカリキュラムや授業についての内容・方法・評価等に関して、教員と事務職員が協働し、学生の参画を得て行う、教育の質保証をめざすあらゆる取組のこと」をファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）と定義して、この意味のFDを担当する学長特別補佐を委員長とするFD推進委員会を設置している。また、専門職学位課程では、授業改善・FD委員会、博士課程では連合大学院研究指導検討会を設置し、学生の意見が教育の質保証に反映される体制となっている。

しかし、学習成果に関するデータや資料を収集、分析する取組はこれらの委員会と連携する体制とはなっておらず、教育方法の改善は授業に対する評価とそれに基づく外部評価委員会からの意見をもとにした授業の改善にとどまっている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証する体制が明確ではないものの、教育の質の改善・向上を図るための取組は実施されていると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取のために、FD推進委員会が学士課程及び修士課程における「学生による授業評価」を行い、それに対する教員からのコメントを含めて結果をウェブサイトで学内公表することによって、学生にフィードバックしている。

専門職学位課程においては、教育実践高度化専攻の教員で組織される授業改善・FD委員会が毎年度、全授業科目を対象とした授業評価及び教育課程評価を前期・後期に実施し、授業評価の結果については担当教員に、教育課程評価の結果については教育実践高度化専攻の全教員にフィードバックしている。各コースにおいては、外部評価委員会における意見を踏まえ、評価結果を総合的に検討した「評価のまとめ・改善策」を策定し、次年度における授業及び教育課程の改善に向けた取組を行っている。FD研修会等において、評価結果及び「評価のまとめ・改善策」を学生及び他コースの教員にもフィードバックし、情報共有を図っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

経営協議会、教師教育プログラム推進協議会（広域部会・県内部会）、今後の教員養成に関する意見交換会、教育行政能力育成カリキュラム開発評価委員会、現職教員研修支援プログラム開発プロジェクト研修プログラムチーム会議等を開催し、教育委員会、学校関係者等から意見を聴取し、その意見を教育の質の改善等に向けて活かしている。例えば、平成22年度に実施した「教育の成果・効果に関する聴き取り調査」で、現場での即戦力となる人材の育成、社会経験の乏しさ、社会人としてのマナーやコミュニケーション不足等を指摘する意見があったことを踏まえ、教職キャリア開発センターにおいて、「キャリアデザイン講座」として、社会人の基礎力を養成する講座、卒業生や修了生から学ぶ講座、教職準備講座、外部からの講師や学内の教員、大学院学生が講師となつて、不足するスキルを補うための講座を開催するようにしている。

また、当該大学を卒業・修了した兵庫県内の小学校勤務の新任者について、勤務先の管理職に対して、卒業・修了生に不足している資質能力や長所等のアンケートを実施し、大学の教育内容・方法の改善及び教師教育スタンダードの構築・運用につなげている。

博士課程については、修了生等に教育課程の改善等に関するアンケートを行い、集計結果をまとめているほか、修了生の勤務先の所属長や担当教授等にも聞き取り調査を行っており、これらの結果に基づき、研究科運営協議会及び研究科代議委員会で検証を行い、例えば、統計的知識に関するアンケートの結果に基づいてクラス分け授業を実施するなどの改善を図っている。

専門職学位課程では、学識経験者、教育委員会関係者、学校長関係者等で構成する外部評価委員会を設置しており、同専攻の入試方法、授業、教育課程、運営方法等について外部評価を行っている。各コースにおいては、外部評価委員会における意見を踏まえ、授業評価及び教育課程評価の結果を総合的に検討した「評価のまとめ・改善策」を策定し、次年度における授業及び教育課程の改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けているか。

F D推進委員会では、教員相互の授業研究の場として「アクティブ・ラーニング研修会（授業研究会）」を実施し、授業改善のアイデアや手法等について学生、教職員と意見交換を行い、個々の教員及び大学全体の授業改善に取り組んでいる。平成25年7月には、学生委員会が主体となつて、大学院学生と学部学生との計画的交流『教育的インスピレーションと出会う』を発行している。これらのことは、各専攻等から選出されたF D推進委員会委員を通じ、授業の進め方や教員同士の連携を図ること等について各教員組織の会議等で報告され、全学で共有している。また、授業を参観する期間を定めて原則として全授業科目について実施し、平成25年度には延べ44科目の授業について授業公開が行われた。

博士課程においては、総合共通科目に関して受講者へのアンケートを実施し、集計したものを連合研究科運営協議会で分析した後、研究科代議委員会で報告し、次年度の改善に活かしている。また、学生指導検討会を毎年開催し、主指導教員や副指導教員が学生指導上の現状や問題点について討議する機会を設けて教育の質の向上や改善に結び付けている。

専門職学位課程においては、授業改善・F D委員会が授業評価やF D研修会等の取組を行っており、その結果や状況は所属教員で共有し、次年度における授業及び教育課程の改善に結び付けている。

これらのことから、FD活動が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者については、大学が抱える様々な問題に対応するために、平成 25 年度は当該大学が主催する研修会に 1 人、外部の研修会に延べ 23 人が参加するなど、その資質の向上を図るための取組が行われている。また、毎年 2 人ないし 3 人の若手、中堅の教育支援職員を教員、役員による海外における調査研究に随行させている。

TAは、全体オリエンテーションのほか、授業担当教員からTA制度の趣旨説明及び必要な指導・教育を受けている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育の質の改善向上を図るための体制が必ずしも明確に整備されているとはいえない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 13,653,747 千円、流動資産 894,032 千円であり、資産合計 14,547,779 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,548,400 千円、流動負債 1,036,234 千円であり、負債合計 3,584,634 千円である。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 96,725 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,264,263 千円、経常収益 5,241,993 千円、経常損失 22,269 千円、当期純損失 22,269 千円であるが、目的積立金 64,591 千円を取り崩すことにより、当期総利益 42,321 千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金 109,841 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度策定される予算編成方針を踏まえ、各事業担当部署にヒアリングを行った上で予算案を作成し、財務委員会、経営協議会及び役員会の議を経て、教育研究活動に必要な経費を配分している。

さらに、学長裁量経費を設け、「大学院学生確保に係るインセンティブ」経費、「教員養成高度化・大学改革」に資する経費などに当該経費を活用し、教育研究活動の活性化及び施設・設備の充実を図っている。

また、設備マスタープランを策定し、計画的な施設整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、監事並びに会計監査人による意見等を踏まえた上で、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程及び監事監査実施基準に基づき、会計監査と業務監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が、内部監査規程に基づき、会計監査と科学研究費助成事業の監査を実施している。

また、監事・会計監査人・監査室の三者で打ち合わせ会を開催して意見交換を行い、相互の連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学則に基づき、役員として学長、理事 3 人及び監事 2 人を置いている。運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、教授会を設置している。役員会規則により、役員会に副学長を出席させることができることを定めている。

事務組織規程に基づき、総務部及び教育研究支援部を置き、総務部に、総務課、企画課、財務課及び施設管理課を置き、教育研究支援部に教育支援課、研究支援課、学生支援課、キャリア支援課、入試課及び附属学校事務室を置き、所掌事務を遂行するため、事務職員 158 人（常勤 102 人、非常勤 56 人）を配置している。

事務組織については、平成 24 年 4 月からキャリア支援課を新設し、平成 25 年 4 月からは専門的事項を担当する職として事務主幹及び専門職を新設する等により、事務体制の充実強化を図っている。

危機管理については、危機管理対応マニュアルを毎年度改訂し、緊急連絡網のほか、災害、事件・事故、感染症等の項目に分け、それぞれ対応方法を明確にして学内構成員に周知を図っており、危機管理体制が整備されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

毎年度定期的に全学教職員会議を開催し、管理運営に係る報告や意見交換を行い、全学教職員の意思疎通及び連絡調整を図っている。そのほか、教員については、専攻会議で、事務職員においては、事務連絡会で常時ニーズの汲み上げを行っている。

学内に「提案箱」を設置し、学生からの様々な意見や要望に対して回答を行い、必要があれば改善を行っている。また、大学院学生と役員との懇談の場としてランチミーティングを行っており、役員が直接大学院学生の意見や要望を聞き、必要に応じて各実施組織等へ改善等を求め、カレッジバスの運行、食堂の改善、図書館の開館日、開館時間の拡大、エレベーターの 24 時間運転等を実現している。

また、教師教育プログラム推進協議会（広域部会・県内部会）、今後の教員養成に関する意見交換会、教育行政能力育成カリキュラム開発評価委員会、現職教員研修支援プログラム開発プロジェクト研修プログラムチーム会議、大学・高校教育研究懇談会を通じて高等学校教員を含む学外者の意見やニーズの把握を行い、特に交通の便に対する意見があったことから「兵教シャトル便」等を運行させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき監査計画を作成して学長に提出し、監査計画に従って定期監査を実施している。また、監事が必要と認めた場合は臨時監査を行うこととしている。

また、監事は必要に応じて大学の業務運営に関する重要な会議である役員会、経営協議会、教育研究評議会に出席し意見を述べている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理職員の資質向上を図るため、他機関が主催する研修に管理職員を参加させている。平成 22 年度に、事務局長の下に事務職員研修検討ワーキンググループを設置し、必要とされる職務能力や現状の課題及び

課題に対応した研修内容等について整理した職員研修体系を策定している。その体系に基づき研修を実施し、平成 25 年度には新任教職員研修に 29 人、主査研修に 2 人、事務職員海外研修に 2 人、ホスピタリティ研修に 10 人、地元加東市職員との交流研修に 10 人が参加している。

若手事務職員を対象に、平成 23 年度から外国人教師による 5 日間の英語研修を行い、実践的英語力の向上を図っている。また、国際交流のタスクフォースによる引率補助業務を研修として実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の目的及び社会的使命を達成するため、経営及び教育研究活動等の状況について点検及び評価等を行うことを目的として評価委員会規程第 1 条に基づき、役員会に評価委員会を設置している。

大学機関別認証評価に際して、評価委員会の下に事務組織及び関係各委員会において、評価項目に関する資料を収集分析することによって大学の状況を点検し、自己評価書を作成している。

このほかに、評価委員会においては、評価結果に基づいた改善のための提言を行っている。中期目標・中期計画進捗管理システムにより、進捗状況の提出及び中期目標及び中期計画に対する達成状況（達成率）の報告を各担当組織に提出させ、学内評価委員会委員が中間評価を行い、翌年度の 4 月には前年の進捗状況について、最終の自己評価を行うこととし、評価委員会において評価のとりまとめを行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人評価委員会による評価に加え、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構が行っている大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価を受け、平成 23 年度には教員養成評価機構が行っている教職大学院認証評価を受けている。

専門職学位課程では、「大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営組織に関する規程」に基づき、学識経験者、教育委員会関係者、学校長会関係者等の外部者で構成する外部評価委員会を設置しており、同専攻の活動状況について外部評価を行っている。

また、文部科学省等の外部資金による各プロジェクト研究においても、外部評価委員会を設置し、活動状況に係る評価、提言を得ている。例えば、「教員養成高度化システムモデルの構築・発信」「特別支援教育スーパーバイザー（仮称）育成プログラムの開発」（特別支援教育モデル研究開発室）等各プロジェクト研究では、年 1 回外部評価委員会を開催している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

評価委員会において、評価結果に基づいた改善のための提言を行っている。毎年度の業務実績報告書に基づいて、学長及び役員会等へ実績評価の進捗状況や課題等の評価結果を報告して、大学運営の改善を促すとともに、平成 25 年度の中間評価を行い各実施組織にその結果をフィードバックして取組の推進、改善を促している。さらに、各実施組織に中期目標及び中期計画に対する達成状況の報告を求め、長期的視野

兵庫教育大学

による計画遂行の意識付けを行っている。

大学機関別認証評価、国立大学法人評価委員会による第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果、教職大学院認証評価の指摘について、教職大学院の収容定員の充足率は102%、科学研究費補助金については、申請件数（134件）、採択件数（56件）とも開学以来最高件数となっているなど、指摘・課題事項に対し、改善に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的については、大学概要をはじめ各種印刷物、大学ウェブサイトに掲載しており、学内外に向け、公表及び周知を図っている。また、新任教職員オリエンテーション、入学生オリエンテーションにおいても大学の概要や目的について説明する時間を設けており、周知が図られている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とも明文化し、入学者受入方針については、学生募集要項、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、履修案内、連合大学院便覧等の印刷物に掲載し、構成員に配布している。

また、入試説明会や大学院説明会、大学ウェブサイトを活用して、学内外に向け公表、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

大学ウェブサイトのトップにバナーを設置し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、教育研究活動等についての情報を公表している。訪問調査時には学校教育法第 109 条第 1 項に規定される大学の総合的な状況に関する自己点検・評価の結果の公表は十分でなかったが、平成 19 年度大学機関別認証評価の結果については、大学ウェブサイトにて中期目標・中期計画・年度計画、評価のページを設け、公表しているほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条に規定される財務諸表等についても、大学の情報公開のページにおいて公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 兵庫教育大学

(2) 所在地 兵庫県加東市

(3) 学部等の構成

学 部： 学校教育学部（学士課程）

研究科： 学校教育研究科（修士課程、専門職学位課程）

連合学校教育学研究科（博士課程）

関連施設： 附属図書館，教材文化資料館，発達心理臨床研究センター，教育実習総合センター，教職キャリア開発センター，情報処理センター，保健管理センター，国際交流センター，社会連携センター，附属幼稚園，附属小学校，附属中学校

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部693人、大学院866人

専任教員数：149人

2 特徴

本学は、主として現職教員の学校教育に関する高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院修士課程，初等教育教員を養成する学部を有する「新構想の教員養成大学」として昭和53年10月に創設された。平成8年4月に学校教育の実践を踏まえた高度な研究・指導能力を持った人材を育成する連合大学院博士課程が，平成20年度には専門職学位課程として教職大学院が設置された。

(1) 教員の資質能力の向上を目指す大学

学部（学士課程），修士課程，専門職学位課程，博士課程の各段階において，それぞれの目的・段階に応じ教員としての教育実践能力の向上につながる教育・研究を行うとともに，学校教育に関する理論と実践を融合した研究（「教育実践学」）の成果を教員養成の改善・充実に生かしていくことを目指している。

(2) 社会に開かれた大学

本学は，兵庫県との連携事業の実施や，心理臨床相談，附属図書館の一般開放，公開講座の実施，運動施設の開放を行うなど，「社会に対し開かれた大学」を目指している。また，本学の有する知的，人的，物的資源を活用して地域社会との連携・協力をすべく，社会連携センターを設置している。このほか，現職教員が在職しながら大学院で学ぶ機会を増やすため，夜間開講を行う施設として「神戸ハーバーランドキャンパス」を神戸市内に設

置し，3年間かけて無理なく計画的に学べる「長期履修学生制度」も導入している。

(3) 「学び続ける教師」の養成

養成すべき教師像を具体化した「教員養成スタンダード」を開発し，教員としての資質能力を確実に身につけられるよう全学的指導体制を構築している。教員養成スタンダードによる自己評価等により，常に自らの学びを振り返ることで課題を発見し，次なる学びを計画・設計する。これにより生涯にわたって「学び続ける教師」の土台を育成する。

(4) 高い教員就職率を担保する支援体制

教職キャリア開発センターが中心となって，計画的・継続的なプログラムを作成し就職支援，キャリア形成支援体制の充実を図っている。校長や教職経験のあるキャリア開発指導員やキャリアカウンセラー，大学教員が学生の相談に応じるなど学生のニーズに合ったきめ細かい就職支援，入学後早い段階から参加可能なキャリア形成支援の取組等を行っている。

(5) 2つの課程をもつ大学院

修士課程（3専攻）と専門職学位課程（1専攻）で構成しており，修士課程は，教育の理論と実践の融合により，教育実践学の構築を目指して教育現場のニーズと実践性に根ざした高度な教育研究を推進して，人間力と教育力を兼ね備えた教員を養成している。専門職学位課程は，現職教員を対象に，地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーや，学部段階で教員としての資質能力を修得した者の中から，さらにより実践的な指導力・展開力を備え，新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員を養成している。また，大学院教育において理論と実践の融合を図るため，学校現場との連携を重視した取り組みを行っている。

(6) 教育実践学の構築を目指す博士課程

「学校教育学」を，従来の「教育学」とは違った独自の学問分野として確立し，わが国における教員養成大学・学部が独自の専門性を築くための拠点となるとともに，教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材を育成している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的

教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学の基本理念

教員には教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、教科に関する専門的学力、優れた教育技術や指導能力など専門職としての高度の資質能力が求められる。これら高度の資質能力は、教育の伝統と創造を見ずえた実践的な研究課題の設定及び解決に関する能力に裏打ちされ、学校の管理や運営に関する知見などの全体的、総合的観点に支えられているものでなくてはならない。

本学は、このような教員の資質能力の向上に対する社会的要請に応えるため、学校教育を中心とした理論的、実践的な教育・研究を進める「教員のための大学」、教育・研究に関して国の内外に「開かれた大学」、さらに教育実践の絶えざる改善・創造に向けて「発信する大学」としての特色を生かしつつ、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し、我が国の教育の一層の発展に寄与するものである。

3 基本的な目標

本学の基本理念を実現するために、第一期中期目標期間の成果を踏まえ、以下の目標を設定する。

- ① 実践的指導力を持った教員の養成と、資質・力量を備えた専門職業人たる優れた現職教員を育成するとともに、教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材を輩出する。
- ② 組織的な教育研究を推進し、高度な研究水準の教育実践学を確立して学校教育分野における指導的な研究拠点を形成する。
- ③ 教育研究の成果を活用した国や地域の教育、文化の向上へ貢献する。
- ④ 教育研究の国際交流と国際貢献を促進し、教育実践学を展開する中で国際的に価値のある地歩を得る。
- ⑤ 大学の使命に基づく機動的・戦略的な大学運営を実現する。

4 本学のミッション・ビジョン

平成23年度にミッションを策定し、平成24年度にはミッションに加え、ビジョンを示し、本学が国立大学法人として教育研究において目指す方向を明確にした。

【兵庫教育大学のミッション】

兵庫教育大学は、教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるために、次の使命を遂行します。

1. 「現職教員に対する高度な専門性と実践的指導力の育成」

現職教員に対し、教育現場の課題を踏まえた学びの場を提供することにより、専門職として高度な専門性と実践的指導力を育成します。

2. 「実践力に優れた新人教員の養成」

豊かな教育環境を生かして、実践力と人間性に優れた新人教員を養成します。また、教育大学の特性を生かして、学校教育分野の心理専門職を養成します。

3. 「教育実践学の推進」

学校教育に関する理論と実践を融合した研究（「教育実践学」）を推進し、優れた研究者を養成します。

4. 「教師教育の先導的モデルの構築」

国内外の学校教育の課題やニーズを不断に捉え、新しいカリキュラムや教育方法を主体的に改善・開発す

ることにより、教員養成・研修の先導的モデルとなります。

5. 「教育研究成果の国内外への発信」

教育と研究の成果を地域や広く国内外に発信し、学校の教育活動に生かします。

【兵庫教育大学のビジョン】

兵庫教育大学は次のような大学を目指します。

「教師教育のトップランナー」

高い専門性と確かな実践力を備えた教員を養成するとともに、先導的な教育研究を推進して、教師教育の実践と研究における全国拠点（ナショナルセンター）並びに地域拠点（リージョナルセンター）となります。

「学生の持てる力を最大限に引き出す大学」

質の高い教育内容と充実した学習環境を提供して、学生一人ひとりがその可能性を最大限に伸ばし、高い達成感と満足感を得られる大学となります。

「成長し続ける大学」

時代に即応する教育研究と大学運営を効果的に遂行できる環境を整備して、教職員の帰属意識を高め、成長し続ける大学となります。

また、平成 25 年に文部科学省とともに作成した「ミッションの再定義」において、本学は我が国の「大学院における現職教員の再教育・研修（管理職研修等）拠点」であることが確認された。

（学部・研究科等ごとの目的）

【学士課程】

学校教育学部（学士課程）は、学生の人間形成を重視し、実践にかかわる教育、特に実地教育に新しい工夫を加えることにより、児童等の成長と発達に関する総合的な理解力と学校教育における実践的指導力を備えた教員の養成を図ることを目的とする。

【大学院課程】

修士課程は、主として初等・中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を通して、学校教育に関する理論と実践についての研究能力及び実践の場における教育の推進者となりうる能力を養い、初等・中等教育教員としての高度の資質や力量の涵養を図ることを目的とする。

専門職学位課程は、学校現場における実践力や応用力などの高度な専門性を身に付けたスクールリーダー及びより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成することを目的とする。

博士課程は、学校における教育活動や教科の教育に関する実践的研究を行い、実践を踏まえた高度な研究・指導能力をもった人材を育成することを目的とする。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_hyogokyoiku_d201503.pdf